

2018年3月30日

各位

キャッシュカードによるATMでのお振り込みの一部制限について
～特殊詐欺等被害防止への取り組み～

株式会社 山形銀行（頭取 長谷川 吉茂）では、全国的に多発しているご高齢者に対する還付金詐欺等の特殊詐欺被害を防止するため、2018年6月18日（月）より、キャッシュカードによるATMでのお振り込みについて、一部のお客さまのご利用を制限させていただきます。

対象となるお客さまにはご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための取り組みでございますので、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 利用制限の内容

対象となる取引	キャッシュカードによるATMでのお振り込み
対象となる預金口座	以下の①と②の両方に該当する預金口座 ① 70歳以上のお客さま個人名義の預金口座 ② ATMでキャッシュカードによるお振り込みを2年以上されていない預金口座
利用制限を解除される場合	以下のものをお持ちのうえ、お近くの窓口にてお手続きをお願いします。 <input type="radio"/> 対象口座のキャッシュカード <input type="radio"/> お届け印 <input type="radio"/> 運転免許証または健康保険証等の本人確認資料

※ キャッシュカードによるATMでの「お預け入れ」「お引き出し」等のお取引は従来どおりご利用いただけます。

2. 開始日 2018年6月18日（月）

以上

本件に関するお問い合わせ先
 広報室 CSR 戦略室 二宮
 TEL：023-623-1221（代表）